

< 健診結果有所見率改善運動 >

一般健康診断結果の有所見率の改善に向けた取組み計画

瀬峰労働基準監督署

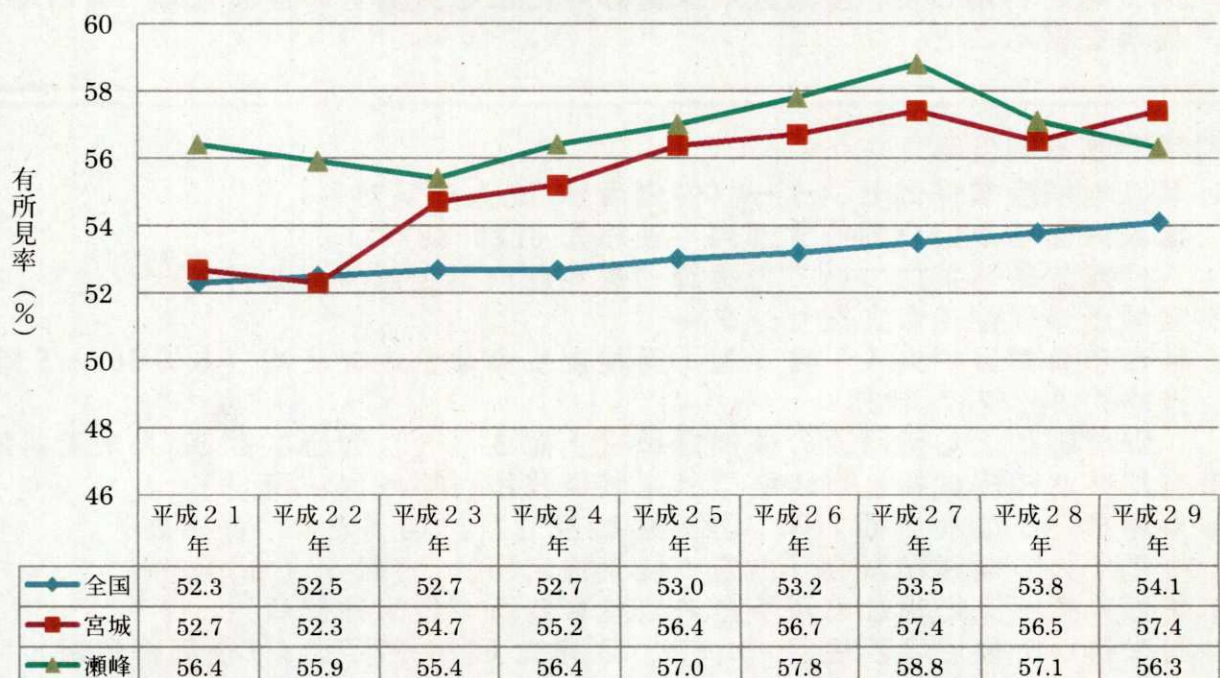
一般健康診断実施結果の有所見率（受診した労働者のうち異常所見のある者の占める割合）は全国的に年々上昇しており、受診者の半数以上が有所見者となっています。当署管内でも同様の状況にあり、直近では平成28年と平成29年に連続して低下しているものの、全国平均を上回って推移しています（グラフ）。項目別では、血中脂質や肝機能などで全国との乖離が目立っており、特に血中脂質は全国平均を大幅に上回る状況が続いています。

高齢化の進展等もあって、高血圧や虚血性心疾患などのいわゆる生活習慣病を有する労働者の増加が懸念されていますが、健康診断結果の異常所見に適切に対処することでこれら疾病の発症リスクを低下させ、また、既に発症している場合でも、職務上の配慮や適切な健康管理を行うことで疾病の増悪を防ぎ、就労継続の可能性を高めることができます。事業場の有所見率を改善することは労働者の疾病を原因とする休業リスクを低下させることとなり、労働者個人のみならず、事業場等にとっても大きなメリットをもたらすと思われれます。

一般健康診断結果の有所見率を改善するためには、事業者が定期健康診断等の実施結果に基づく事後措置を適切に行うことなどに加え、労働者の健康に対する意識を高めることで自ら食生活の改善や運動等に継続的に取り組むことも必要です。

当署は本計画に基づき、関係機関等と緊密に連携しながら、管内事業場における一般健康診断結果の有所見率の改善に取り組むこととします。

グラフ 定期健康診断有所見率の推移



労働者数 50 人以上の事業場

1 計画期間 2018年9月1日から2023年3月31日まで

2 目標 管内の一般健康診断実施結果有所見率を全国平均以下とすること

3 有所見率改善のため事業者が取り組むべき事項

(1) 定期健康診断等の適正な実施

法定の定期健康診断等を適正に実施すること。

事業者の判断で診断項目を省略しないこと。

(2) 健康診断実施結果についての医師等からの意見聴取

定期健康診断等実施結果の有所見者について、当該労働者の業務内容等必要な情報を適切に提供した上で、当該労働者の健康を確保するために必要な事項について医師等の意見を聴取すること。

(3) 健康診断結果の通知

健康診断結果を労働者に確実に通知すること。

(4) 健康診断実施後の措置

聴取した医師等意見に基づき、必要に応じて、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回収の減少等の就業上の措置のほか、施設等の整備や医師等意見の安全衛生委員会等への報告等の措置を講じること。

(5) 保健指導

定期健康診断結果等の有所見者に対して、医師又は保健師による食生活改善等の保健指導を行うよう努めること。なお、健康診断の結果、脳心臓疾患に関連する血圧、血中脂質、血糖、肥満度のすべてに異常所見を認めた労働者については、二次健康診断等給付制度を利用した二次健康診断と特定保健指導の実施を検討すること。

(6) 健康教育等

労働者が食生活改善や運動等に取り組むよう健康教育や健康相談などの措置を継続的かつ計画的に講じるよう努めること。また、労働者自身もそれらの健康教育等を利用して健康の保持増進に努めること。

(7) 各種助成金の利用

産業医の選任義務のない規模の事業場においては、小規模事業場産業医活動助成金等を利用して、産業医や保健師等による労働者の健康管理、職場環境の改善等を図ること。

4 利用できる制度等

(1) 瀬峰地域産業保健センター（労働者数50人未満対象）

宮城労働基準協会瀬峰支部内 連絡先 0228-38-2110

健康診断結果についての医師の意見聴取（上記3（2））

(2) 宮城産業保健総合支援センター

仙台市青葉区中央4丁目6番1号住友生命仙台中央ビル（SS30）15階

連絡先 022-267-4229

保健師による健診後の保健指導（上記3（5）労働者数50人未満対象）

(3) 宮城県北部保健福祉事務所栗原地域事務所（栗原保健所）

栗原市築館藤木5番1号 連絡先 0228-22-2116（成人・高齢班）

働く人の健康学習会「出張！健康鑑定団」（上記3（6））

(4) 宮城県東部保健福祉事務所登米地域事務所（登米保健所）

登米市迫町佐沼字西佐沼150-5 連絡先 0220-22-7514（企画総務班）

アクティブ出前講座（上記3（6））

労働者50人未満の小規模事業場の事業者・労働者の皆様へ

宮城産業保健総合支援センターでは、 保健師による健診後の保健指導[※]を **無料**で実施しております！



※保健指導は保健師が事業場に訪問し、健康診断の結果で異常が認められた者(有所見者)や生活習慣に偏りがあり健康の保持に必要な者、また健康に不安がある者に対して実施します。

事業者は、労働者の自主的な健康管理を促進するため、労働安全衛生法第66条の7第1項の規定に基づき、一般健康診断結果、特に健康の保持に努める必要があると認められる労働者に対して、医師又は保健師による保健指導を受けさせるよう努めなければならないとされています。

- ・労働者50人未満の小規模事業場の事業者や小規模事業場で働く人で、保健師による保健指導を希望される方は、裏面の申込書をFAXするなどにより申込みをお願いいたします。
- ・訪問する日時等事前の打ち合わせがございます。希望日の2週間程度前までにお申込みください。後日当センターからご連絡いたします。
- ・なお、医療保険者が行う特定保健指導については各医療保険者にお問い合わせください。

宮城労働局・労働基準監督署

独立行政法人 労働者健康安全機構

宮城産業保健総合支援センター

保健師による健診後の保健指導申込書

年 月 日

事業場	事業場名	
	所在地	〒
	労働者数	(男： 人) (女： 人) (計： 人)
	事業内容	
	代表者	職名： 氏名：
	担当者	職名： 氏名： 電話： FAX：
	※ 本社、親企業等の情報	本社、親企業等の名称() 事業場の属する本社、親企業等の全労働者数(人) 本社、親企業等の産業医数(産業医 名、内専属産業医 名)
事業場訪問希望日	第1希望 年 月 日 第2希望 年 月 日 第3希望 年 月 日	
その他の連絡事項		

※申込事業場が企業の支店、営業所、工場等の場合、当該企業の情報を記入してください。

なお、本事業は中小企業の小規模事業場を優先的に対象といたします。総括産業医が居る企業の小規模事業場は支援対象外といたします。(平成31年度から適用)

※「総括産業医」とは、企業における名称の如何に関わらず、企業内の事業場の産業保健活動について総括的に指導を行う産業医のこと指します。

- ・労働者本人からの申込みの場合は、担当者欄にご本人の氏名を記入のうえ、氏名の後ろに「本人」と注記してください。
- ・本用紙に記載された個人情報、産業保健活動総合支援事業の目的以外には使用いたしません。
- ・訪問は平日の9時00分～16時30分の間に行います。
- ・申込み受理後、後日当センターからご連絡いたします。

※下記事項をご確認いただき、チェックをしてください。

- 1 全項目に漏れなく記入しています。
- 2 事業場は50人未満です。
- 3 当社に総括産業医は居ません。
- 4 健康相談は治療目的ではないことを理解しています。
- 5 本事業の実施に必要な個人情報の提供について同意します。
- 6 上記に相違ありません。

はい	いいえ
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

【お問い合わせ先】

独立行政法人労働者健康安全機構 宮城産業保健総合支援センター

〒980-6015 宮城県仙台市青葉区中央4丁目6番1号 SS30 15階 TEL:022-267-4229

ホームページ：http://www.miyagis.johas.go.jp E-mail：sanpo04@miyagis.johas.go.jp



働く人の健康学習会 「出張！健康鑑定団」

事業所で働く皆さんの健康づくりを応援します！

宮城県栗原保健所では、生活習慣病の予防や日常生活での健康づくりの実践につなげるため、「出張！健康鑑定団」として、食生活や運動・たばこなど、健康や生活習慣に関する内容をテーマとした出前講座を実施しています。

事業所での研修や健康教育などにぜひ御活用ください！

◇講座メニュー

No.	メニュー名
1	健康診断結果の見方について
2	生活習慣病(またはメタボリックシンドローム、肥満)を予防するための食生活、運動について
3	「たばこ」の害について
4	適正飲酒について
5	心の健康づくりについて

★所要時間は、1メニューにつき、30分～1時間程度です。

最近おなかぼっこりしてきたな・・・
生活を見直すにはどうしたらいいの？

◇実施までの流れ

- ① メニューを選び、別紙申込書に必要事項を記入する。
- ② 宮城県栗原保健所あて FAX で申し込む。
※開催希望日の1ヶ月前を目安にお申し込み下さい。
- ③ 宮城県栗原保健所から申込担当者連絡し、実施日・時間・当日の流れ等を打合せする。
※実施日や時間については、御希望に添えないことがあります。

ストレスと上手に付き合う方法を知りたいな。

◇その他

- ① 職員の派遣料・資料代などの費用はかかりません。
- ② 実施会場はお申込者側でご準備いただきます。

◇お問い合わせ・お申し込み

宮城県栗原保健所成人・高齢班

<電話> 0228-22-2116

<FAX> 0228-22-7594



※宮城県・産プロダクション



※太枠内に必要事項を記入し，実施希望日の1ヶ月前までに，FAXでお申し込み願います。

働く人の健康学習会「出張！健康鑑定団」申込書

事業所 (会社)	所在地	
	名称	
	代表者名	
日時	第一希望	平成 年 月 日(曜日) 午前・午後 から
	第二希望	平成 年 月 日(曜日) 午前・午後 から
希望する講座メニュー ※希望するメニューNo. に○をつけて下さい。	1 健康診断結果の見方について 2 生活習慣病(またはメタボリックシンドローム、肥満)を予防するための食生活、運動について 3 「たばこ」の害について 4 適正飲酒について 5 心の健康づくりについて	
希望時間	分程度	
実施会場名		
参加予定人数	男性 人 / 女性 人 = 計 人 ※参加者が多い年代(歳代)	
申込年月日	平成 年 月 日	
担当者	(ご所属)	
	(お名前)	
	(電話)	
	(FAX)	
	(メール)	

★お問い合わせ・お申し込み

宮城県栗原保健所成人・高齢班(栗原市築館藤木5-1)

<電話> 0228-22-2116 <FAX> 0228-22-7594





[はじめての方へ](#)
[サイトマップ](#)
[携帯サイト](#)
[Foreign Language](#)
[背景色](#)

[防災情報](#)
[休日救急当番医](#)
[カレンダーでさがす](#)
[経](#)

[くらし・環境](#)
[防災・安全](#)
[震災・復興](#)
[観光・文化](#)
[まちづくり・地域振興](#)
[健康・福祉](#)
[子育て・](#)

[トップページ](#)
[組織でさがす](#)
[東部保健福祉事務所登米地域事務所（登米保健所）](#)
[アクティブ出前講座](#)

[読み上げる](#)

アクティブ出前講座

[印刷用ペー](#)

○アクティブ出前講座について

- ・健康づくり、感染症・食中毒予防等の当事務所が行っている保健・福祉分野で住民の皆様が知りたいこと、関心があることに職員が直接出向いて説明を行います。
- ・講師派遣料・資料代はかかりません。

○実施対象

- ・講座の開催可能地域は登米市内となります。
- ・開催対象者は、複数人による団体及び事業所等となります。

○実施までのながれ

1. 事前に当所企画総務班（電話：0220-22-7514）へ連絡をお願いします。
2. 所定の [様式 \[PDFファイル/293KB\]](#) に記入の上、申し込みをお願いします。（ [Excel版はこちらから \[Excelファイル/31\]](#) ※「みやぎ出前講座」の申込様式でもお申し込みいただけます。
3. 日時・講師が決定次第、当所から通知します。
4. 講師と直接、内容等の打ち合わせをしてください。
5. 出前講座を実施します。

○アクティブ出前講座メニュー

番号	メニュー名	メニュー詳細
45	たばこ教育	受動喫煙防止、禁煙支援
46	健康づくり	生活習慣病を予防するための食生活、運動について こころの健康づくり等

このページを紹介する



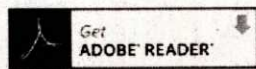
番号	メニュー名	メニュー詳細
47	メタボ予防	メタボリックシンドロームの診断基準やその予防について
48	エイズについて	エイズ感染について, エイズ予防について
49	感染症予防	感染症予防対策について 冬場の感染症対策について 施設内での感染予防についてなど
50	食中毒予防	食中毒予防のための正しい手洗い ノロウイルス食中毒について 細菌性食中毒について
51	献血について	はじめよう! つづけよう! 献血
52	薬物乱用防止	薬物乱用の現状と危害 薬物乱用の心身への影響 薬物乱用の誘惑への対処方法
53	動物愛護について	野良猫とのつきあい方 地域に愛される犬・猫の飼い主になるため

このページを紹介する



このページに関するお問い合わせ先

東部保健福祉事務所登米地域事務所（登米保健所）
 〒987-0511 登米市迫町佐沼字西佐沼150-5
 企画総務班
 Tel : 0220-22-7514
 Fax : 0220-22-6175
[メールでのお問い合わせはこちらから](#)



PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe社が提供するAdobe Readerが必要です。
 Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。（無料）

[リンク・著作権・免責事項](#) [個人情報保護](#) [ウェブアクセシビリティへの配慮](#) [広告掲載に](#)

宮城県公式Webサイト

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号 | 法人番号8000020040002

Tel:022-211-2111 | [県庁への行き方](#) | [県庁県民駐車場](#)

Copyright © Miyagi Prefectural Government. All Rights Reserved

労働者の皆さん、事業主の皆さん 労災保険の二次健康診断等給付をご存じですか？

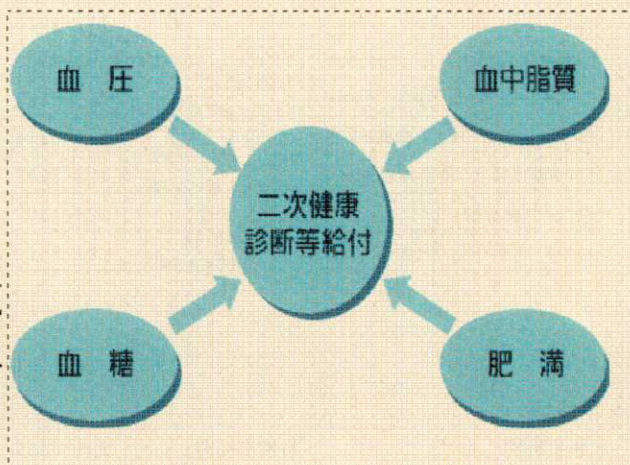
二次健康診断等給付とは、労働安全衛生法に基づいて行われる定期健康診断等において、脳・心臓疾患に関連する一定の項目に異常所見がある場合に、無料で精密検査や保健指導が受けられる労災保険給付です。脳・心臓疾患の予防のため、積極的な活用をお願いします。

「脳・心臓疾患に関連する一定の項目」とは？

定期健康診断等の結果、次のすべての検査項目について、「異常所見」があると診断された場合に、二次健康診断等給付を受けることができます。

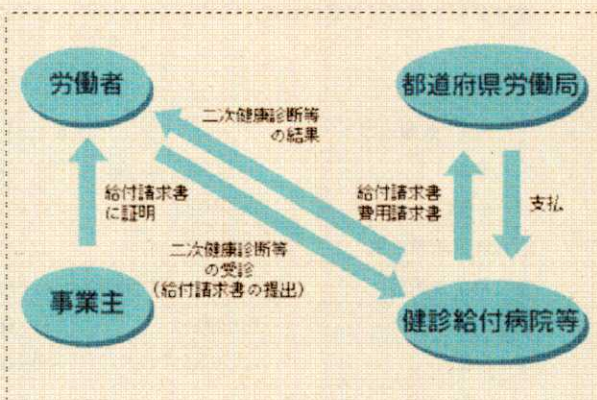
- ①血圧検査
- ②血中脂質検査
- ③血糖検査
- ④腹囲の検査またはBMI（肥満度）の測定

※ ①～④の検査項目において「異常なし」と診断された項目があっても、事業場に選任されている産業医等が、長時間労働など就労環境を総合的に勘案し、必要と認めた場合には二次健康診断等給付を受けることができます。



「二次健康診断等給付」を受けられる医療機関

二次健康診断等給付は、健診給付病院等で受診することができます。宮城県内の健診給付病院等はこのリーフレットの2頁～3頁をご覧ください。また、宮城労働局のホームページにも掲載されています。



※ 健診給付等病院の検索 ※

宮城労働局トップページ

→労働関係の保険→労災保険の給付手続

→労災指定病院等

二次健康診断指定医療機関一覧

<http://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/content/contents/nijikenshinkikan3005.pdf>

「二次健康診断等給付」を受けられない方

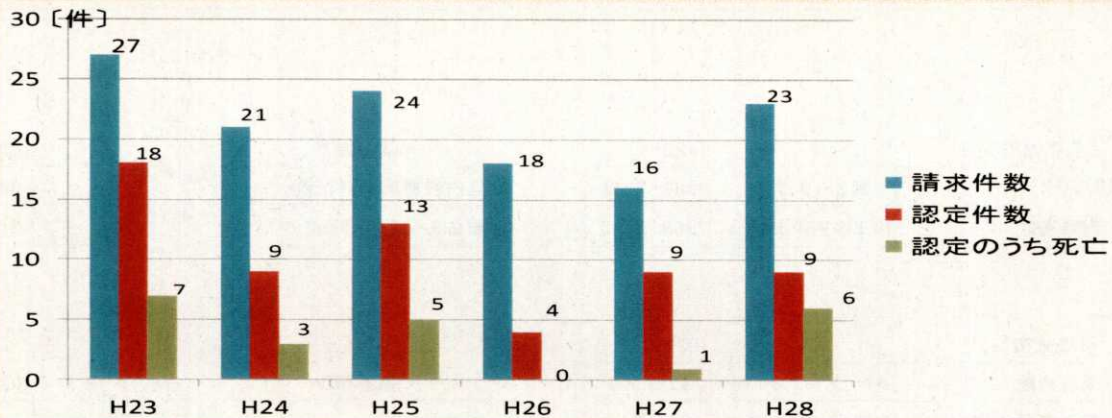
次の方は、二次健康診断等給付を受けることができませんのでご注意ください。

- ①医師により脳・心臓疾患の症状を有すると診断された方（治療中の方）
- ②労災保険の特別加入者

◆ 脳・心臓疾患と二次健康診断等給付

脳・心臓疾患は、その発症の基礎となる動脈硬化、動脈瘤などの血管病変等が、主に加齢、食生活、生活環境等の日常生活による諸要因や遺伝等による要因により形成され、それが徐々に進行及び増悪して、あるとき突然に発症します。しかし、仕事が特に過重であったために血管病変等が自然経過を越えて著しく増悪し、脳・心臓疾患を発症し、場合によっては、死に至るケースもあります。

宮城県内における脳・心臓疾患に係る労災請求件数及び認定件数は以下の通りです。働く人の健康を守るためには、過重労働の防止と健康管理が大切です。二次健康診断等給付は、脳・心臓疾患の発症予防として、健康管理にたいへん役立つ保険給付です。



◆ 二次健康診断等給付 Q & A

Q1 定期健康診断を受診してから二次健康診断を受診するまで期間の制限はありますか。

A1 定期健康診断を受診した日から3か月以内に受診しなければなりません。ただし、次の事情に該当する場合は、3か月を過ぎても認められます。

- ①天災地変により請求を行うことができない場合
- ②医療機関の都合などにより、定期健康診断結果の通知が著しく遅れた場合

Q2 二次健康診断は1年に何回受けられますか。

A2 1年度（4月1日から翌年3月31日）内に定期健康診断を2回以上受診しても、二次健康診断給付は1回しか受けることはできません。

Q3 所定の検査項目が「異常なし」でも、事業場が選任する産業医が就労環境を総合的に勘案し、異常所見を認められた場合には、産業医の意見を優先するとのことですが、当社では産業医を選任していません。どうすればよいでしょうか。

A3 産業医を選任していなくても、小規模事業場（労働者数50人未満の事業場）であれば、事業場とそこで働く人が充実した産業保健サービスを無料で受けられるよう地域産業保健センターが設けられています。

地域産業保健センターの利用に当たっては、事前の申込みが必要になります。宮城県内の地域産業保健センターは、宮城労働局ホームページのトップページ「関連機関」リンクを貼っていますので、ご確認いただきお問い合わせください。

*詳しくは宮城労働局労働基準部労災補償課（022-299-8843）にお問い合わせください。

二次健康診断指定医療機関(平成30年1月1日現在)

宮城労働局

・ 予め来院・電話等で予約してから受診して下さい。その際必ず**労災**の二次健康診断である旨を伝えて下さい。

＜仙台市＞

(青葉区)		(022)
あきもとクリニック	栗生7-10-7	392-3371
一番町南診療所 あかねクリニック	北目町3-9 3F	797-3070
河村外科内科クリニック	中山5-6-1	278-0533
健康相談所 興生館	宮町1-1-5	221-4461
周行会健診クリニック	上杉2-3-3 ノースフォア1階	221-5668
仙台厚生病院	広瀬町4-15	222-6181
JCHO仙台病院	堤町3-16-1	275-3111
高野原曾木医院	高野原4-10-14	391-3311
東北労災病院	台原4-3-21	275-1111
複十字健診センター	中山吉成2-3-1	719-5161
松尾けんこうクリニック	高松2-11-74	727-1033
宮城県成人病予防協会 中央診療所	中央1-3-1 AER12階	263-4050
宮城県予防医学協会 附属勾当台診療所	上杉1-6-6 イースタンビル5F・6F	262-2621
宮城県予防医学協会 附属診療所	貝ヶ森4-3-1	274-3131
宮城厚生協会 仙台錦町診療所	上杉3-2-28 アクスト杉ビル3階	222-7997
宮城中央病院	上杉1-9-17	224-1307
社の都産業保健会 一番町健診クリニック	一番町4-9-18 TICビル5階	217-6678

(太白区)		
総合病院仙台赤十字病院	八木山本町2-43-3	243-1111
富沢南とだクリニック	富沢南1-14-3	243-7288
長町病院	長町3-7-26	746-5161
JCHO仙台南病院	中田町字前沖143	306-1711
佐藤内科外科クリニック	柳生4-14-3	741-5631
ばば内科ゆうこ整形外科クリニック	中田5-7-16	399-8750

＜石巻市＞

(0225)

伊藤内科クリニック	中里2-12-1	96-6372
-----------	----------	---------

＜岩沼市＞

(0223)

総合南東北病院	里の杜1-2-5	23-3151
---------	----------	---------

＜角田市＞

(0224)

角田ふれあいクリニック	角田字豊町1-3	63-0062
金上病院	角田字田町123	63-1032
仙南病院	角田字牛館16	63-2003

＜栗原市＞

(0228)

栗原市立栗駒病院	栗駒岩ヶ崎松木田10-1	45-2211
栗原市立栗原中央病院	築館宮野中央3-1-1	21-5330
宮城県立循環器・呼吸器病センター	瀬峰根岸55-2	38-3151
渡辺整形外科内科胃腸科医院	栗駒岩ヶ崎上小路154-4	45-2273

(宮城野区)

岩切病院	岩切字稲荷21	255-5555
中嶋病院	大槻15-27	291-5191
みやぎの内科クリニック	宮城野1-21-7	292-7801
仙台駅東クリニック	榴ヶ岡2-1-12 KI小田倉ビル3階	299-3210

(泉区)

泉病院	長命ヶ丘2-1-1	378-5361
佐治外科循環器科医院	鶴が丘1-38-2	372-5055
長命ヶ丘針生・舟田クリニック	長命ヶ丘2-17-2	378-6021
宮城県成人病予防協会附属仙台循環器センター	泉中央1-6-12	372-1111
松田病院	実沢立田屋敷17-1	378-5666

＜気仙沼市＞

(0226)

大友病院	三日町2-2-25	22-6868
おだか医院	田中前4-10-2	22-3210
葛内科胃腸科医院	田中前2-8-8	22-6750
気仙沼市立病院	田中184	22-7100
中原クリニック	田谷1-2	23-1028
森田医院	八日町1-4-1	22-6633

(若林区)

東北医科薬科大学 若林病院	大和町2-29-1	236-5911
伊東クリニック	一本杉町18-10	782-2322
みやぎ健診プラザ	卸町1-6-9	231-3655

＜塩釜市＞

(022)

赤石病院	花立町22-42	362-8131
坂総合病院	錦町16-5	365-5175
塩釜市立病院	香津町7-1	364-5521

<白石市> (0224)			<加美郡> (0229)		
大泉記念病院	福岡深谷字一本松5-1	22-2111	伊藤医院	加美町字旧館1-80-2	63-2025
海上内科医院	長町56-1	25-1501	大山医院	加美町字北町2-181-1	63-3054
つつみ内科外科こどもクリニック	字清水小路6-3	25-1181	公立加美病院	色麻町四竈字杉成9	66-2500
<多賀城市> (022)			<黒川郡> (022)		
坂総合クリニック	下馬2-13-7	361-7011	深見内科循環器科医院	大和町吉岡字 上道下40-1	345-3693
山田憲一内科医院	山王字中山王13-1	368-2200	いとうクリニック	富谷市成田4-1-11	348-3051
			吉岡QQクリニック	大和町吉田字高田東11	345-9901
<豊米市> (0220)			<遠田郡> (0229)		
登米市立米谷病院	東和町米谷字元町200	42-2007	東泉堂病院	涌谷町字追廻町70-3	42-3333
登米市立登米市民病院	追町佐沼字下田中25	22-5511			
ささはら総合診療科	追町佐沼字江合1-8-8	21-5660			
<東松島市> (0225)			<宮城郡> (022)		
永沼ハートクリニック	赤井字川前一9-1	82-6680	宮城利府掖済会病院	利府町森郷字 新太子堂51	767-2151
やもと内科クリニック	矢本字大溜325	98-3260			
<名取市> (022)			<亶理郡> (0223)		
該当なし			三上医院	亶理町字裏城戸179-1	34-3711
<大崎市> (0229)			<本吉郡> (0226)		
大崎市民病院	古川穂波3-8-1	23-3311	公立南三陸診療所	南三陸町志津川字 沼田56-2	46-3646
古川星陵病院	南町3-1-3-5	23-8181			
古川民主病院	駅東2-11-14	23-5521			
渡辺外科胃腸科医院	鹿島台平渡字巳待田 430-1	56-5211			
大崎市民病院 健康管理センター	古川千手寺町2-3-15	25-3666			
<牡鹿郡> (0225)					
女川町地域医療センター	女川町鷺神浜字 堀切山51-6	53-5511			
<刈田郡> (0224)					
内方医院	蔵王町宮字町32	32-2101			

小規模事業場（労働者数50人未満）の事業者の皆さまへ

健康で活力ある職場づくりのために 小規模事業場産業医活動助成金

産業医コース・保健師コース 直接健康相談環境整備コース が皆さまを応援します！

小規模事業場（労働者数50人未満の事業場）
では、産業医の要件を備えた医師等※に労働者の健康
管理を行わせることが努力義務となっています。

※その他厚生労働省令で定める者：労働者の健康管理等
を行うのに必要な知識を有する保健師（労働安全衛生
規則第15条の2）



小規模事業場産業医活動助成金活用のポイント

小規模事業場が産業医等と契約^①して産業医活動等を実施^②した場合、助成金（最大60万円）^③が受けられます

ポイント① 産業医・保健師と契約しましょう

産業医・保健師と、産業医（保健師）活動の実施について契約してください。※産業医は平成29年度以降、保健師は平成30年度以降の契約が助成対象です。

ポイント② 産業医（保健師）活動を実施しましょう

活動内容は、事業場のニーズに応じて産業医・保健師と相談し、契約・依頼します。契約した産業医（保健師）活動を実際に実施しましょう。

ポイント③ 直接健康相談環境整備コースは上乗せ助成

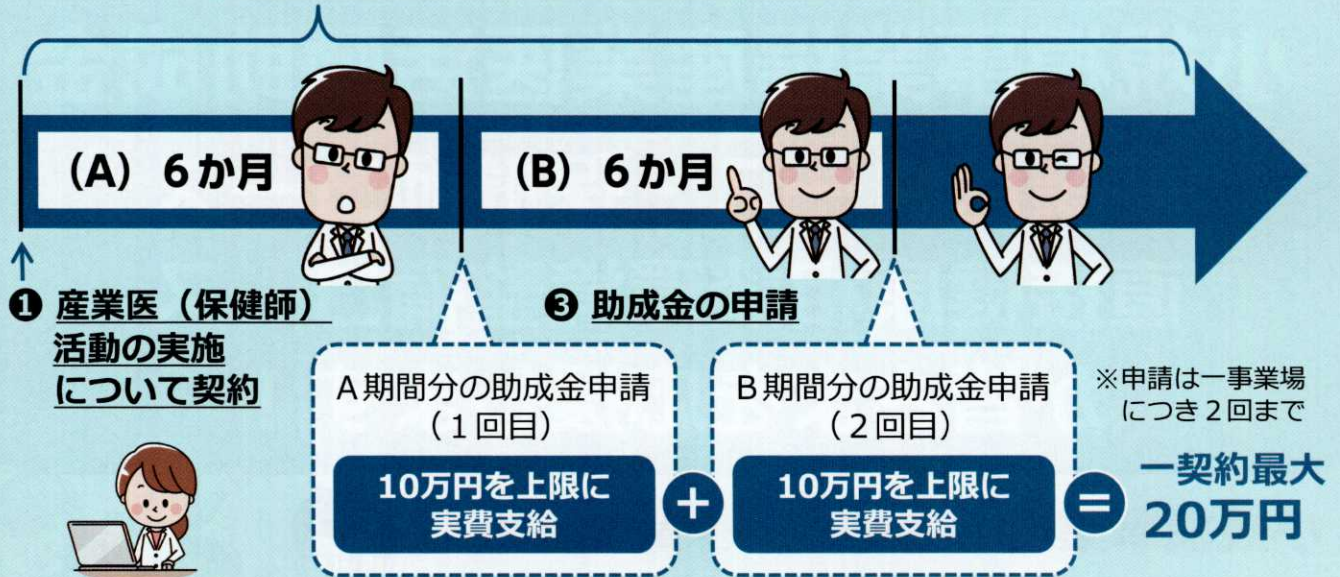
産業医（保健師）活動は、6か月当たり**10万円**を上限に2回限り、直接健康相談環境整備コースは6か月継続で**10万円**を2回限りの助成です。

助成金の仕組み・手続きをくわしく確認 ➡ 裏面へ

助成金を受け取るまでの手続き

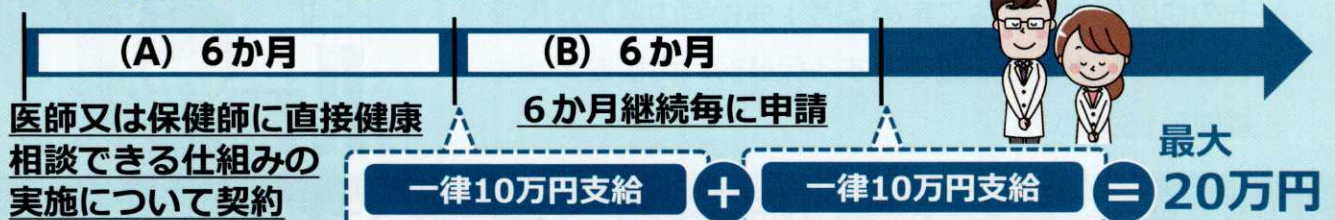
産業医コース・保健師コース

② 契約に基づいた産業医（保健師）活動の実施



※産業医・保健師との契約毎に助成対象となりますので、最大40万円が支給されます。

直接健康相談環境整備コース



産業医・保健師は、幅広く労働者の健康管理等に関する活動を行います。

- 健康診断結果に関する意見（医師のみ）
- 職場の巡視
- 衛生委員会への出席
- 長時間労働者の面接指導（医師のみ）
- ストレスチェックの実施及び事後措置
- 休職・復職面談
- メンタルヘルス等日常の健康相談
- 健康講話、健康教育

事業場において強化したい分野を選んで、活動を依頼すると良いでしょう。

助成金の詳しい内容は、労働者健康安全機構のホームページでご確認ください。

<https://www.johas.go.jp>

産業保健関係助成金

検索

助成金のお問い合わせは、労働者健康安全機構又は最寄りの産業保健総合支援センターでお受けしています。



0570 - 783046

ナ ヤ ミ ヲ シ ロ ウ

受付時間
9時～12時
13時～18時
(土日祝日を除く)

この助成金は、厚生労働省の産業保健活動総合支援事業の一環として行われています。